

足寄町高齢者世帯等生活支援給付金のご案内

- 足寄町ではコロナ禍における物価高騰等の影響を受ける以下の対象となる世帯に対し生活費の一部を支援します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額 1世帯あたり12,000円

給付金の支給時期 町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (基準日：令和4年9月30日)
(**令和4年度住民税非課税**でいずれかにあてはまる世帯)

- (1) 高齢者世帯
65歳以上の者を含む世帯
- (2) 障害者を含む世帯
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯

申請期間：令和4年12月30日(金)

給付金の支給手続き

- 対象と思われる世帯には、足寄町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容を確認して、町福祉課に**返信してください**。

【確認事項】

①記載された給付金の振込口座番号に誤りがないか

※振込口座は令和3年度および令和4年度の非課税世帯給付金の口座情報が記載されています。

世帯主が変更している等の場合は、口座情報が空欄になっていますので、受取口座の記入が必要です。

お問い合わせ

足寄町役場 福祉課 福祉担当

☎ 0156-25-2216

受付時間 平日8:35~17:05